

令和3年度における透析治療への通院困難者に対する

「通院支援」の継続についての陳情

陳情の趣旨

令和3年度予算策定に際し、透析治療への通院困難者対策としての「通院支援」の継続が頂けますよう陳情申し上げます。

陳情の理由

我々、透析者は透析治療のため毎週3回の通院をしております。

最近では、高齢化や合併症などにより自己移動が困難な該当者が増えている一方で家族による通院送迎は難しくなり、病院・透析施設独自の送迎を利用されております。しかし、必ずしも充足していない現状がありますので、自ら一般タクシーや福祉有償運送サービス事業所などを利用している患者が増加しております。特に、車いす利用者は、福祉車両利用となり介護・介助料が加算されてまた、消費税の上昇もあり一般の方より料金が高くなります。

なお、県内市町村からの助成の現状は、「別紙—2 県内自治体障害者手当一覧表」の通り地域格差はありますが、逗子市からの「重度心身障がい者手当」の6,000円/月には、大いに感謝申し上げます。逗子市の財政状況が逼迫については、十分理解をしておりますが、今後とも「重度心身障がい者手当」の継続をお願い申し上げます。

是非とも「令和3年度予算策定」を陳情申し上げます。

令和2年8月18日

代表陳情者 逗子市池子3-14-26

逗葉腎友会 会長 江崎 順



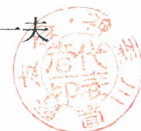
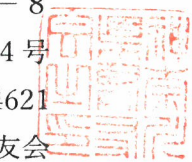
陳情者 横浜市神奈川区台町1-8

ウェイサイドビル 504号

電話 045-321-4621

特定非営利活動法人 神奈川県腎友会

会長 樋口 一夫



逗子市議会議長

丸山 治章 様

